

官民データ活用推進基本計画の案に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）

年 月 日

サイバーセキュリティ戦略本部決定

官民データ活用推進基本計画が掲げる「官民データ利活用社会」の実現は重要であり、サイバーセキュリティ戦略（2015年9月4日閣議決定。以下「戦略」という。）における「サイバーセキュリティの確保を通じてITの利活用を促進する」というこれまでの方針とも合致するものである。

他方、戦略においても示されている通り、実空間とサイバー空間の融合が高度に深化した社会が到来しつつある中、悪意ある活動はあらゆるモノ・サービスに影響を及ぼすことになり、サイバー攻撃を通じて実空間にもたらされる損害が飛躍的に大きくなることから、今後、国民生活への脅威が更に深刻化することが予想される。

これに対応し、官民データが安全に利活用できるよう、官民データを保有する官と民それぞれにおいて、サイバーセキュリティの確保と整合する形で取組が促進される必要がある。また、官民の各主体が連携し、サイバーセキュリティ対策を強化することが、官民データ流通の基盤強化にもつながるものと考えられる。

以上の考えに照らし、平成29年5月16日付けで情報通信技術（IT）総合戦略室長から閣副第220号により依頼があった官民データ活用推進基本計画の案については、異存はない。

なお、情報通信技術（IT）総合戦略室は、官民データ活用推進基本計画を着実に推進するに当たっては、関係するそれぞれのシステムについて、その企画・設計段階からセキュリティの確保を盛り込む（セキュリティ・バイ・デザイン）とともに、インシデント等が発生した場合に備えた対応体制が適切に整備されているかに配意し、引き続き、内閣サイバーセキュリティセンターと緊密に連携を図ることとされたい。

以 上